佐賀県告示第 171 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域 を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、令和4年7月22日から令和4年8月22日まで 佐賀県県土整備部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年7月22日

佐賀県知事 山 口 祥 義

	道路の区域			
道路の種類及び路線名	区間	変更前	幅員	延長
		後の別	メートル	メートル
県道	多久市南多久町大字長尾	後	55. 5∼	803. 4
多久若木線	3275番1地先から		8. 1	
	多久市多久町 300番1地先ま			
	で			
	多久市南多久町大字長尾	前	17.4~	811. 2
	3275番1地先から		8.0	
	多久市多久町 300番1地先ま			
	で			